



マイバッグ持参にご協力をお願いします。特に雨の日は、資料が濡れることのないようビニール袋などをご用意ください。



図書館でのコピーについて知ろう！

みなさんは、図書館のコピー機を利用したことがありますか？ コンビニエンスストアのコピー機とは違い、図書館では利用する前に申込書への記入を求められます。それはなぜなのか、実際に図書館でコピーするときの方法とともにお伝えします。

- ①コピーをしたい図書館の資料を持ってコピー機へ。
- ②**著作権法第31条（※）**に定められたコピーできる範囲を確認します。
 1. 図書館の資料のみコピーできます。
 2. 個人の調査研究目的の場合のみ利用できます。
 3. コピーのできる範囲は、その資料の1部分（半分以下）で、1人1部です。
- ③確認したら申込書に記入し、職員に提出します。
著作権法第31条を守っているか確認のため記入をお願いしています。
- ④料金を入れてコピースタート！

著作権法第31条とは・・・

公共図書館における複製は、著作権法第31条によって、一定の制限の下に権利者に無断で行うことが許されています。



著作権や知的所有権は、著作者や著作物の権利のことです。私たち図書館は、みなさんへのサービスを提供するとともに、著作者の権利も尊重しています。どんな資料にも著作者の権利があるということを頭におきながら、コピーを利用していただけたらと思います。

図書館日記

こんにちは！ 図書館キャラクターのひよこです。今回はひさしぶりに、図書館ブログ「ひよこつうしん」を飛びだしてきました。前回ここに登場したのは、平成28年の8月号でちょうど4年前。ブログのご紹介で、少しだけの登場だったけど、今回は丸々と全部ここをおまかせしました！

みんなブログは見てくれているかな？ ブログでは毎月の特集コーナーのご案内やイベント・おはなし会のご報告などを載せています。たまに、移動図書館車に乗って、出張取材なんかもしています。もしかしたら出張先で会ったことがある人もいるかも。今は、イベントなどは中止になって、なかなか更新ができないけど、また安全に再開できるようにしたら、はりきって更新するのでよろしくお願ひします！ 図書館の日常もポチポチっと更新するよ♪

(ひ)